

小金井市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第7条）

第3章 市民と議会の関係（第8条—第12条）

第4章 市長と議会の関係（第13条—第16条）

第5章 政策立案に関する調査及び研修（第17条—第20条）

第6章 議員の定数及び報酬（第21条・第22条）

第7章 条例に関する研修及び検証（第23条・第24条）

第8章 委任（第25条）

付則

前文

小金井市民は、直接選挙によって、市議会議員と市長を市民の代表として選出しています。議会は合議制の議決機関であり、市長は独任制の執行機関です。

議会と市長は、それぞれが、二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を發揮し、市民福祉を増進させる責務を負っています。

議会にとって重要な役割は、多様な民意を持ち寄って、公開の場で効率的な議論を尽くすことにより、市長の行政執行及び市政の課題について、その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。

それらを実現するために、小金井市議会は、これまで市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、少数会派の活動も認め合う議会を目指し、議会改革に努めてきました。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化しなければなりません。

また、議会の情報公開を推進して説明責任を果たすことや、市民の多様な意見をくみ取る努力、市民の負託に応えるための更なる自己研鑽^{さん}が求められています。

小金井市議会は、以上述べた議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここにその議会の最高規範としてこの条例を制定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小金井市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(他の条例等との関係)

第2条 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会の活動は、次に掲げる原則を基本とする。

- (1) 市民を代表する議決機関であることを自覚し、最善の判断及び責任ある活動を行うこと。
- (2) 公開性、公正性及び効率性をより一層確保し、市民に信頼される議会を目指すこと。
- (3) 市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案及び政策提言にいかし、市政に反映させるよう努めること。
- (4) 全ての会派が、意見の違いをお互いに尊重し合い、言論の府にふさわしい議会運営に努めること。
- (5) 議会の委員会条例、会議規則、要綱等を定め、活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。

(議論及び討議の保障)

第4条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。

2 議会は、論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行うことができる。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則を基本として活動する。

- (1) 市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指すこと。
- (2) 調査活動に基づき、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。
- (3) 小金井市議会議員の政治倫理に関する条例(平成7年条例第27号)に基づき、

市民に信頼される議員活動に努めること。

(災害時の対応)

第6条 議会は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、議会としての確かつ迅速に対応するものとする。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。

2 会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成するものとする。

3 議員は、一人の場合においても、会派として届け出なければならない。

4 議会は、議会運営等において、会派に所属する議員数にかかわらず全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない。

5 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民に開かれた議会)

第8条 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする。ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。

2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

(市民の声を反映させる議会)

第9条 議会は市長から提案された議案について誠実に審議するものとし、議員は必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。

2 議会は、請願及び陳情について、次に掲げるところにより、市民からの政策提案として、誠実に審査するものとする。

(1) 請願者又は陳情者から申出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けること。

(2) 請願又は陳情の審査に当たって、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けること。

3 議員又は委員会は、条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けることができる。

(公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)

第10条 議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するよう努めるものとする。

(広報活動及び広聴活動)

第11条 議会は、市民の知る権利を保障し、議会と市政に関心を高めるため多様な方法を用いて広報活動及び広聴活動の充実に努めなければならない。

2 議会は、前項の規定を達成するため、体制整備に努めなければならない。

(議会報告会)

第12条 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。

2 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

第4章 市長と議会の関係

(市長と議会の関係)

第13条 議会は、二元代表制の下、市長と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保持するものとする。

2 議会は、市長の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて、監視し、及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策立案及び政策提言を通して市長に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 議会は、議案等の審議に当たって、市長に資料の提出又は情報の提供を求めることができる。

4 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、施策等について、その形成過程の説明を求めることができる。

5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。この場合において、質疑の論点又は趣旨を確認するため、市長が発言を求めた場合には、議会は、その発言を認めるものとする。

(市長報告)

第14条 議会は、市政の重要事項について、市長の報告を求めることができる。

(全員協議会)

第15条 全員協議会は、議会の運営及び都市計画その他重要政策に関する研究及び協議を行う場合に、議長が招集し、開催するものとする。

(議会の議決事項)

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決事項については、議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次に定めるものとする。

(1) 長期総合計画基本構想の策定、変更及び改廃に関すること。

(2) その他別に条例で定めるもの

第5章 政策立案に関する調査及び研修

(調査及び政策立案)

第17条 議会は、その機能を十分に発揮し、積極的に政策立案及び政策提言を行い、市の政策水準の向上を図るよう努めるものとする。

2 議会は、前項に規定する機能の強化を図るため、次に掲げる制度を活用することができる。

(1) 法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に調査をさせること。

(2) 政策立案のために、政策検討会を設置すること。

(3) 必要な調査及び視察を実施すること。

(4) 各分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者等による議会研修会を実施すること。

(政務活動費)

第18条 会派は、市政に係る調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けることができる。

2 政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）に定めるところによるものとし、使途基準については、議会の役割及び活動状況を踏まえるものとする。

3 議会は、政務活動費の使途及び結果について、公開するものとする。

4 会派は、政務活動費の使途及び結果について、説明責任を果たさなければならない。

(議会事務局)

第19条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置する。

2 議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案、政策提言、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする。

3 議長は、法第138条第5項の規定により、議会事務局の職員を任免する。

(議会図書室)

第20条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、市が設置する情報公開コーナー等に対し、協力を求めるものとする。

第6章 議員の定数及び報酬

(議員定数)

第21条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、小金井市議会議員定数条例（昭和26年条例第14号）により定めるものとする。

2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、市民の意見を聴取した上で定めるものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第21号）に定めるものとする。

2 議会は、議員報酬の額の改正に当たっては、小金井市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第26号）第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮するものとする。

第7章 条例に関する研修及び検証

(条例に関する研修)

第23条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(条例の検証等)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、適切な措置を速やかに講ずるものとする。

第8章 委任

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(小金井市職員の定数に関し地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事項指定に関する条例の廃止)

2 小金井市職員の定数に関し地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事項指定に関する条例（昭和24年条例第12号）は、廃止する。

（小金井市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

3 小金井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「会派」の次に「（小金井市議会基本条例（平成28年条例第 号）第7条に規定する会派をいう。以下同じ。）」を加える。

第2条を次のように改める。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、会派に対して交付する。

（小金井市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正後の小金井市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。